

平成 27 年 3 月 6 日

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

東京都千代田区丸の内 2-2-1 (岸本ビル 1 階)  
一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見について

平成 27 年 2 月 9 日付で意見募集のあった「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する告示（案）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

別紙

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する告示（案）」に対する意見

No.	該当箇所	内 容
1	別紙 新旧対照表	責任準備金相当額の算出方法に関する厚生年金基金の代議員会および存続連合会の評議員会の議決が不要となる改正が行われるように思われるが、当該改正を行う背景を教示いただきたい。

以 上